水牛		
純粋種の繁殖用のもの	無税	
その他のもの	無税	
その他のもの		
一　純粋種の繁殖用のもの	無税	
二　その他のもの		
(一)　一頭の重量が三〇〇キログラム以下のもの	一頭につき四五、〇〇〇円	
(二)　その他のもの	一頭につき七五、〇〇〇円	
○一〇二・三一		
○一〇二・三九		
○一〇三・九〇		

別表第〇一・〇五項中「

○一〇五・一九	その他のもの	無税

」を

○一〇五・一三	あひる	無税
○一〇五・一四	がちよう	無税
○一〇五・一五	ほろほろ鳥	無税

に改める。

別表第〇一・〇六項を次のように改める。

○一・〇六	その他の動物（生きているものに限る。）	
○一〇六・一一	哺乳類	無税
○一〇六・一二	霊長類	無税
○一〇六・一三	くじら目、海牛目及び鰭脚下目	無税
○一〇六・一四	らくだ科	無税
○一〇六・一九	うさぎ	無税
○一〇六・二〇	その他のもの	無税
○一〇六・三一	鳥類	無税
○一〇六・三二	猛きん類	無税
○一〇六・三三	おうむ目	無税
○一〇六・三九	エミュー（ドロマイウス・ノヴァイホルランディアイ）及びだちょう	無税
○一〇六・四一	その他のもの	無税
○一〇六・四九	昆虫類	無税
○一〇六・九〇	蜂	無税
	その他のもの	無税
	その他のもの	無税

「

○二〇七・三二	あひる、がちよう又はほろほろ鳥のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
	一　あひるのもの	一〇％

」

別表第〇二・〇七項中

○二〇七・三三	二　その他のもの（冷凍したものに限る。）	一二・五％
○二〇七・三四	分割してないもの	
	一　あひるのもの	一〇％
	二　その他のもの	一二・五％
○二〇七・三五	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	五％
○二〇七・三六	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
	一　あひるのもの	一〇％
	二　その他のもの	一二・五％
○二〇七・四一	その他のもの（冷凍したものに限る。）	
	一　肝臓	一〇％
	二　その他のもの	一二・五％
○二〇七・四二	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	
	(一)　あひるのもの	一〇％
	(二)　その他のもの	一二・五％

を

「

○二〇七・四一	あひるのもの	
○二〇七・四二	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	一〇％
○二〇七・四三	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	一〇％
○二〇七・四四	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	五％
○二〇七・四五	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	一〇％
○二〇七・五一	その他のもの（冷凍したものに限る。）	一〇％
○二〇七・五二	がちようのもの	
○二〇七・五三	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	一二・五％
○二〇七・五四	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	一二・五％
○二〇七・五五	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	五％
○二〇七・六〇	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	一二・五％
	その他のもの（冷凍したものに限る。）	一〇％
	ほろほろ鳥のもの	
	一　肝臓（冷凍したものに限る。）	一〇％
	二　その他のもの	一二・五％

に改める。

」